令和８年１１月２６日

第６回愛媛地方最低賃金審議会の開催について

標記の審議会を下記１から３のとおり開催します。
傍聴を希望される方は下記５の申込要領によりお申込みください。

記

１　開催日時

令和８年１２月３日　（木）　午後３時３０分から

２　開催場所

松山若草合同庁舎　７階共用大会議室　　（松山市若草町４－３）

３　議　　題

(1)　各特定最低賃金専門部会の報告について

(2)　各特定最低賃金専門部会の廃止について

(3)　令和９年度審議会の運営方法について

(4)　その他

４　傍聴定員

６名

５　申込要領

(1)　傍聴希望者は、傍聴希望の旨を記載し、審議会等の開催日、傍聴希望者ごとに住所、氏名、電話番号及び所属（勤務先等）を御記入の上、ご持参もしくは郵送にて次の宛先までお申込みください。

なお、申込締切日は、　**令和８年１２月２日（水）午後５時（必着）**です。

宛先：　〒790-8538
松山市若草町４－３　松山若草合同庁舎５階
愛媛労働局労働基準部賃金室　宛

(2)　傍聴の受付は、先着順で行い定員になり次第終了します。

傍聴できない方には、　**令和８年１２月２日（水）午後５時３０分　までに**審議会事務局から電話によりその旨を連絡いたします。

傍聴できる方には、特段の連絡はいたしません。

(3) 傍聴される方は、当日、審議会の開始５分前までにお越しいただき、受付を済ませてください。審議会等の開始後の入場はできませんので御注意ください。

なお、事前に申込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが分かるものを御持参ください。

６　その他

(1)　傍聴される場合には、別紙「留意事項」を厳守してください。

(2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申込みの際にお書き添えください。

また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名、住所も併せてお書き添えください。

<<問合せ先>>愛媛労働局労働基準部賃金室　℡　089-935-5205

別紙

傍聴される皆様への留意事項

1　審議の内容によっては、一部、傍聴ができない場合があります。
その際には、審議会場より御退出いただきますようお願いします。
2　事務局の指示した傍聴席に着席してください。
3　事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
4　写真撮影、ビデオ撮影、録音することはできません。
5　携帯電話等音の出る機器については、電源を切るか、マナーモードに設定してください。
6　服装を整えて会場に入ってください。はちまき、ゼッケン、腕章等は着用しないでください。
7　危険な物、旗、ヘルメット、ビラ、プラカード等は持ち込まないでください。
8　静粛を旨とし、意見を表明するなどの審議の妨害になるような行為はしないでください。
9　審議会委員等の言論に対し賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
また、会議開始前後の審議会委員等への要請、陳情等はお控えください。
10　飲食及び喫煙はしないでください。
11　傍聴中の入退室はやむを得ない場合のみとします。
12　酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
13　会場及び建物の警備上の理由により身分証をご提示いただくことがあります。
14　その他、審議会等の長及び愛媛地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従ってください。

なお、これらの事項に反する行為を行う場合には、注意を喚起し、なおこれに従わないときは退場していただく場合があります。

愛媛地方最低賃金審議会